



# 熊本県公報

第13501号  
令和8年(2026年)  
1月16日(金)  
(毎週火・金発行)

## 目次

### 告 示

○道路の区域変更 .....	(道路保全課)	2
○単価契約PPC用紙(本庁)の競争参加資格等 .....	(管理調達課)	2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 .....	(障がい者支援課)	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 .....	(砂防課)	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 .....	(〃)	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 .....	(〃)	4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 .....	(〃)	4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 .....	(〃)	4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 .....	(〃)	5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 .....	(〃)	5
○熊本県が所管する施設で使用する電気 その4の調達に係る一般競争入札の参加資格等 .....	(環境立県推進課)	6
○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 .....	(障がい者支援課)	6
○漁業権遊漁規則の変更認可 .....	(水産振興課)	7
○熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項 .....	(地域振興課)	7
○次期統合仮想化基盤の提供業務に係る総合評価一般競争入札の参加資格等 .....	(システム改革課)	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定の更新 .....	(障がい者支援課)	9

### 公 告

○単価契約PPC用紙(本庁)の一般競争入札の実施 .....	(管理調達課)	9
○単価契約PPC用紙／間伐材パルプ配合紙(本庁)の一般競争入札の実施 .....	(〃)	13
○県営土地改良事業計画の変更 .....	(農村計画課)	17
○令和8年度及び令和9年度治山・林道事業における測量、設計解析等調査又は現場技術業務委託に基づく指名競争入札参加希望者調査 .....	(技術管理課)	18
○国土調査の成果の認証 .....	(〃)	20
○道路の位置の指定 .....	(建築課)	20
○農用地利用集積等促進計画の認可 .....	(担い手支援課)	21
○熊本県が所管する施設で使用する電気 その4の調達に係る一般競争入札の実施 .....	(環境立県推進課)	30
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了 .....	(建築課)	34
○熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービスの調達に係る一般競争入札による落札者の決定 .....	(システム改革課)	34
○熊本県総合行政ネットワーク支線系(県内分)通信回線サービスの調達に係る一般競争入札による落札者の決定 .....	(〃)	34
○次期統合仮想化基盤の提供業務に係る総合評価一般競争入札の実施 .....	(〃)	35

### 登 載 依 頼

○熊本県議会会議規則の一部を改正する規則 .....	(議会事務局)	38
○熊本県立中学校及び県立特別支援学校の学習者用端末賃貸借の随意契約の相手方の決定 .....	(教育政策課)	38
○令和7年度(2025年度)熊本県社会福祉審議会の開催 .....	(社会福祉審議会)	39
○令和7年度(2025年度)第1回熊本県スポーツ推進審議会の開催 .....	(スポーツ推進審議会)	39
○肥後古代の森樹木等保護管理業務に係る一般競争入札の参加資格等 .....	(装飾古墳館総務課)	39
○肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理業務に係る一般競争入札の実施 .....	(〃)	40
○肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理業務に係る一般競争入札の実施 .....	(〃)	44
○肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理業務に係る一般競争入		

札の実施	(	〃	)	47
○歴史公園鞠智城樹木等保護管理業務に係る一般競争入札の実施	(	〃	)	51

## 告 示

## 熊本県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年（2026年）1月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）1月16日

熊本県知事 木村 敬

## 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	荒尾南関線	荒尾市原万田字妙見 302番15地先から	前	7.0 ～ 62.5	655.6	防安交 街
		荒尾市原万田字星ヶ谷 1047番5地先まで	後	16.8 ～ 61.2	710.5	

2 区域を変更する期日 令和8年（2026年）1月16日

## 熊本県告示第51号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年（2026年）1月16日

熊本県知事 木村 敬

## 1 競争入札に付する事項

- (1) PPC用紙（本序） A4／5, 700箱、A3／300箱
- (2) PPC用紙／間伐材パルプ配合紙（本序） A4／5, 900箱、A3／300箱

なお、購入予定数量については、変動する可能性がある。

## 2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

## 3 入札参加資格を得るための申請方法等

## (1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

## (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）1月23日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

## (4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

## (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年（2028年）3月31日までとする。

## (6) 有効期間の更新手続

(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審

査申請の受付を令和8年(2026年)9月1日から令和8年(2026年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

**熊本県告示第52号**

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和8年(2026年)1月16日

熊本県知事 木村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサービス あそびいライズ 菊池郡菊陽町原水1615-1	一般社団法人こどもサポートセンターあそら 阿蘇郡南阿蘇村河陽加瀬ノ上190 0番地2 草尾 賢一	令和8年(2026年)1月1日	435220 0572	指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第53号**

平成21年(2009年)3月13日熊本県告示第200号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年(2026年)1月16日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
村木川	芦北町鶴木山	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第54号**

平成23年(2011年)1月21日熊本県告示第66号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年(2026年)1月16日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大矢川1	芦北町大字女島	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
大矢川2	芦北町大字女島	別図2のとおり	土石流	—

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南

広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第55号**

平成25年(2013年)3月26日熊本県告示第287号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年(2026年)1月16日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
福浦川1-1	津奈木町福浜	別図1のとおり	土石流	—
福浦川1-2	津奈木町福浜	別図2のとおり	土石流	—
福浦川1-3	津奈木町福浜	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
竹泊川(竹迫川)-1	津奈木町福浜	別図4のとおり	土石流	—
竹泊川(竹迫川)-2	津奈木町福浜	別図5のとおり	土石流	—
福浦川	津奈木町福浜	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
中園川-1	津奈木町小津奈木	別図7のとおり	土石流	—

(別図1から別図7までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第56号**

平成29年(2017年)3月31日熊本県告示第286号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年(2026年)1月16日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大手川2	津奈木町津奈木	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第57号**

平成29年(2017年)3月31日熊本県告示第300号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年(2026年)1月16日

## 熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
塩屋川-1	津奈木町福浜	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

## 熊本県告示第58号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和8年(2026年)1月16日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
村木川	芦北町鶴木山	別図1のとおり	土石流
大矢川2	芦北町女島	別図2のとおり	土石流
福浦川1-1	津奈木町福浜	別図3のとおり	土石流
福浦川1-2	津奈木町福浜	別図4のとおり	土石流
福浦川1-3	津奈木町福浜	別図5のとおり	土石流
竹泊川-1	津奈木町福浜	別図6のとおり	土石流
竹泊川-2	津奈木町福浜	別図7のとおり	土石流
中園川-1	津奈木町小津奈木	別図8のとおり	土石流

(別図1から別図8までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

## 熊本県告示第59号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和8年(2026年)1月16日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大矢川1	芦北町女島	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり

福浦川	津奈木町福浜	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
塩屋川-1	津奈木町福浜	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
大手川2	津奈木町津奈木	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり

(別図1から別図4までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

### 熊本県告示第60号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年（2026年）1月16日

熊本県知事 木村 敬

1 競争入札に付する事項

熊本県が所管する施設で使用する電気 その4

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の問合せ先に電子申請し、添付書類を持参又は送付により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）1月28日（水）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年（2028年）3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年（2027年）9月1日から令和9年（2027年）10月31日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

### 熊本県告示第61号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和8年（2026年）1月16日

熊本県知事 木村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労継続支援事業所集合 八代 八代市大手町2丁目2番	合同会社正尚会 宇土市松山町3768-1	就労継続支援A型	令和8年（2026年）1月9日

| 18号エイコビル3F | 江浦 昭徳

熊本県告示第62号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、令和8年（2026年）1月5日付けで遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により、次とおり公示する。

令和8年（2026年）1月16日

熊本県知事 木 村 敬

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 漁業権者 の 名称 及び 住所<br>水俣川漁業協同組合<br>水俣市深川267番地4   |
| 2 | 漁業権の免許番号<br>内共第7号   |
| 3 | 変更の内容<br>水俣川漁業協同組合第5種共同漁業に関する内共第7号共同漁業権遊漁規則第8条第2項を次のとおり変更する。  |
| 2 | 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。<br>(1) 組合が依頼した鑑札交付所<br>ア 畑上石油(水俣市深川209-1)<br>イ 岡部商店(水俣市湯出1418-2) |
| 4 | 変更後の遊漁規則の施行の日<br>令和8年(2026年)1月5日  |

熊本県告示第63号

総合会員の一部を改正する要項の一部を次のように定める。

貢日正備日總日地縣本末  
令和8年1月16日

熊本県知事 木 村 敬

## 熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項

第1条 熊本県地域総合整備資金貸付要項（平成2年熊本県告示第367号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を次のように改める

第3条第1項第3号を削除し、同項第4号を第3号に改める。

事業及び支援対象事業活動」を「地域脱炭素化促進事業、支援対象事業活動及び地域脱炭素推進交付金の対象事業」に改め、「42億円」を「80億円」に、「67.5億円」を「120億円」に、「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に改め、「と、「63億円」とあるのは「101.2億円」」を削る。

第2条 熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項（平成29年熊本県告示第686号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「同条」を「新要項第5条」に、「42億円」を「80億円」に、「54億円」を「96億円」に、「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に、「52.5億円」を「100億円」に、「67.5億円」を「120億円」に改め、「63億円」とあるのは「81億円」と、「と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」」を削る。

附則第4項中「同条」を「新要項第5条」に、「42億円」を「80億円」に、「54億円」を「96億円」に、「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に、「52.5億円」を「100億円」に、「67.5億円」を「120億円」に改め、「63億円」とあるのは「81億円」と、「と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」」を削る。

第3条 熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項の一部を改正する要項（令和3年熊本県告示第777号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削除する。

#### 附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行し、改正後の熊本県地域総合整備資金貸付要項の規定は、令和7年4月1日（次項において「新要項適用日」という。）から適用する。
- 2 新要項適用日前に貸付決定がなされた資金については、なお従前の例による。

#### 熊本県告示第64号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年（2026年）1月16日

熊本県知事 木村 敬

1 競争入札に付する事項

次期統合仮想化基盤の提供業務

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処理業務」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の問合せ先に電子申請し、添付書類を持参又は送付により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）2月5日（木）午後5時までとする。

ただし、受付期間終了後も入札日時まで隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年（2028年）3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年（2027年）9月1日から令和9年（2027年）10月31日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

**熊本県告示第65号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和8年(2026年)1月16日

熊本県知事 木村敬

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
きりん薬局 岡原店 球磨郡あさぎり町岡原北960番地2	令和8年(2026年)1月1日
セントケア訪問看護ステーション合志 合志市幾久富1656番34	令和8年(2026年)1月1日
訪問看護ステーション ココナ 菊池郡大津町引水218番地3 グランディオーツA 102号室	令和8年(2026年)1月1日

**公 告****熊本県公告第20号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月16日

熊本県知事 木村敬

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量  
PPC用紙(本庁) A4／5, 700箱、A3／300箱
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局  
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2580  
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 契約の種類  
単価契約
- (4) 調達物品の仕様等  
仕様書による。
- (5) 履行期間  
令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
- (6) 納入場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館、新館、県央広域本部、防災センター、議会棟及び警察棟の各課・室及び保管場所等
- (7) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額  
入札金額は、それぞれの物品の単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額とし(配送費等納入に要する一切の費用を含む。)、4(2)により取得することのできる本入札に係る様式に定める内訳書を添付すること。

落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

なお、本案件は、単価契約であるので、入札金額の基礎となったそれぞれの物品の単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額)をもつて契約単価とする。

- (9) 調達物品の仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得

(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和8年(2026年)1月23日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等の取得

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 本調達物品の仕様を満たしていること。

(5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 規格・品質に係る申出書

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年(2026年)2月10日(火)午後3時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月10日(火)午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月27日(金)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)2月26日(木)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年(2026年)2月27日(金)午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)2月26日(木)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの方が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかつた者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかつたものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからチまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札による入札において記名を欠く入札

エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上

ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

コ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札

サ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札

シ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ス 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札

セ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ソ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

タ 有効な内訳書が添付されていない入札

チ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。

ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行つた者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に

執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札した者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、各契約単価に予定数量を乗じて得た各金額を足し合わせた合計金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

熊本県会計規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上との間に、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したこととを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関する事。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

イ ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関する事。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

イ ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システム利用届に関する事。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

イ ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関する事。

くまもと県市町村電子入札コールセンター  
 電話番号 096-373-2032  
 ファックス番号 096-370-5455

## (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

## 8 Summary

## (1) Name and quantity of the products to be purchased:

Unit price contract for PPC paper  
 A3 size Expected Quantity of 300 boxes (1,500 sheets/box)  
 A4 size Expected Quantity of 5,700 boxes (2,500 sheets/box)

## (2) Delivery period:

Within two weeks of placing the order

## (3) Implementation period:

April 1st, 2026 ~ March 31st, 2027

## (4) Delivery Place :

Each division in the Prefectural Government Office  
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
 862-8570, Japan

## (5) Date and Place for tender:

Date: February 27th, 2026, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
 Management and Procurement Division  
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)

## (6) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Management and Procurement Division Treasury Bureau  
 Kumamoto Prefectural Government  
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
 862-8570, Japan

Phone: 096-333-2580

## (7) Time limit for tender by mail (Registered only) :

Tender must arrive no later than February 26th, 2026

## (8) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

**熊本県公告第21号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）1月16日

熊本県知事 木村 敬

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 調達物品及び数量

PPC用紙／間伐材パルプ配合紙（本序） A4／5, 900箱、A3／300箱

## (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

## (3) 契約の種類

単価契約

## (4) 調達物品の仕様等

仕様書による。

## (5) 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

## (6) 納入場所

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館、新館、県央広域本部、防災センター、議会棟及び警察棟の各課・室及び保管場所等

## (7) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額

入札金額は、それぞれの物品の単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額とし（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）、4(2)により取得することのできる本入札に係る様式に定める内訳書を添付すること。

落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

なお、本案件は、単価契約であるので、入札金額の基礎となったそれぞれの物品の単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額）をもって契約単価とする。

(9) 調達物品の仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）1月23日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等の取得

熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 本調達物品の仕様を満たしていること。

(5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 規格・品質に係る申出書

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年（2026年）2月10日（火）午後3時まで

- (4) 提出先  
1 (2) の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間  
1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月10日(火)午後3時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月27日(金)まで行う。
- (3) 入札の方法  
ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)2月26日(木)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。  
イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 令和8年(2026年)2月27日(金)午前10時  
(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局  
(ウ) 入札書の提出方法  
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)2月26日(木)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、1(1)の調達物品の名称を朱書きし、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行いうものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。  
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからチまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 紙入札による入札において記名を欠く入札  
エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札  
オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
カ 明らかに連合によると認められる入札  
キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札  
ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札  
ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札  
コ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札  
サ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「円」の記入がない入札  
シ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ス 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札  
セ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
ソ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

- タ 有効な内訳書が添付されていない入札  
チ その他入札に関する条件に違反した入札

## (7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。

ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

- ア 入札金額の総額と単価の取り違い  
イ 入札金額単位の誤り

## (8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがあることがある。

## (9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

## (10) 入札保証金

免除する。

## 5 契約について

## (1) 契約書の作成の要否

要

## (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

## (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

## (4) 契約保証金

## ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、各契約単価に予定数量を乗じて得た各金額を足し合わせた合計金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

## (ア) 納付期限 5(3)の申出期限

## (イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

## イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

熊本県会計規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

## 6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 7 問合せ

## (1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に關すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に關すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システム利用届に關すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に關すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

Unit price contract for PPC paper(thinned wood pulp mixed)

A3 size Expected Quantity of 300 boxes (1,500 sheets/box)

A4 size Expected Quantity of 5,900 boxes (2,500 sheets/box)

(2) Delivery period:

Within two weeks of placing the order

(3) Implementation period:

April 1st, 2026 ~ March 31st, 2027

(4) Delivery Place :

Each division in the Prefectural Government Office

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

(5) Date and Place for tender:

Date: February 27th, 2026, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Procurement Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(6) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Management and Procurement Division Treasury Bureau

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2580

(7) Time limit for tender by mail (Registered only) :

Tender must arrive no later than February 26th, 2026

(8) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

**熊本県公告第22号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営上原田地区土地改良事業（農業用用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和8年（2026年）1月16日

熊本県知事 木村 敬

1 縦覧に供する書類の名称

変更後の県営上原田地区土地改良事業（農業用用排水施設）

計画書の写し

2 縦覧期間

令和8年（2026年）1月19日から令和8年（2026年）2月16日まで

3 縦覧場所

人吉市役所

**熊本県公告第23号**

令和8年度（2026年度）及び令和9年度（2027年度）において熊本県農林水産部森林局が発注する測量、設計等業務委託に係る指名競争入札に参加を希望する者について、次のとおり調査を行う。

令和8年（2026年）1月16日

熊本県知事 木村 敬

**1 対象者**

令和8年度（2026年度）及び令和9年度（2027年度）の熊本県土木部監理課に登録された熊本県入札参加者資格を有する者又は当該資格を有する見込みのある者であって、別表に定めるものであること。

**2 提出書類及び部数**

提出書類		提出部数
1 「治山」・「林道」事業関係業務委託に係る指名競争入札参加希望調査申請書（別記第1号様式）		1部
2 技術者経歴書（別記第2号様式から4号様式まで）		1部
3 測量・設計等実績調書（別記第5号様式）		1部
4 資格の登録を証する書面の写し		1部
5 切手を貼付した返信用封筒		1部

**3 提出方法**

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

**4 提出期限**

公告の日から令和8年（2026年）2月16日までとする。

（郵送の場合は、令和8年（2026年）2月16日消印有効）

**5 提出先**

(1) 持参の場合 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館9階農林水産部農村振興局技術管理課

(2) 郵送の場合 〒862-8570（県庁専用郵便番号）

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 農林水産部農村振興局技術管理課

**6 結果通知**

1の対象者に該当するか否かについては、令和8年（2026年）3月31日までに文書で通知する。

**7 問合せ先**

熊本県農林水産部農村振興局技術管理課 電話096-333-2467

**8 その他**

様式については、県庁ホームページから入手すること。

**別表 技術者該当区分**

(1) 地質・土質調査業務

技術者の名称	技術経歴
地質調査技師 同等以上	<p>当該業務に関する専門的知識及び技術を有する者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 技術士の登録（総合技術監理部門（選択科目：森林一森林土木）又は森林部門（選択科目：森林土木））を受けた者</p> <p>2 博士（森林土木に該当する部門）</p> <p>3 R C C Mの登録（森林土木部門）を受けた者</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に規定する大学を卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上であるもの</p> <p>(2) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に規定する専門学校を卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上であるもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格（以下この表において「同等資格」という。）</p>

	を有する者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が28年以上であるもの
<b>(2) 測量業務等</b>	
技術者の名称	技術 経歴
測量主任技師	測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上である者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が3年以上である者
<b>(3) 設計業務等</b>	
技術者の名称	技術 経歴
主任技師 同等以上	<p>当該業務に関する専門的知識及び技術を有する者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 技術士の登録（総合技術監理部門（選択科目：森林一森林土木）又は森林部門（選択科目：森林土木））を受けた者</p> <p>2 博士（森林土木に該当する部門）</p> <p>3 R C C Mの登録（森林土木部門）を受けた者</p> <p>4 林業技士の登録（森林土木部門）を受けた者</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学を卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上あるもの</p> <p>(2) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校を卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上あるもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格（以下この表において「同等資格」という。）を有する者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が28年以上あるもの</p>
<b>(4) 現場技術業務</b>	
技術者の名称	技術 経歴
管理技術者 (技師A)	<p>1 技術士（森林部門（選択科目：森林土木））の登録を受けた者</p> <p>2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの</p> <p>(2) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上あるもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学を卒業した者（以下この表において「大学卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上あるもの</p> <p>(4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校を卒業した者（以下この表において「専門学校卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上あるもの</p> <p>(5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格（以下この表において「同等資格」という。）を有する者（以下この表において「高等学校卒業者」という。）であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が20年以上で</p>

	<p>あるもの</p> <p>ただし、上記2の(1)から(5)において森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門の職務に従事した期間が4年以上であるものに限る。</p>
現場技術員 (技師C)	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 2級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上であるもの</p> <p>(2) 大学卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上であるもの</p> <p>(3) 専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上であるもの</p> <p>(4) 高等学校卒業者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が11年以上であるもの</p> <p>ただし、(1)から(4)において森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門の職務に従事した期間が4年以上であるものに限る。</p>
現場技術員 (技術員)	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 2級土木施工管理技士の資格を取得したもの</p> <p>(2) 森林土木部門の職務に従事した期間が3年以上であるもの又はこれと同程度以上の知識及び技術を有するもの</p>

なお、治山事業関係の申請の内、上表の(2)測量業務等及び(3)設計業務等については、森林土木部門の従事期間に加えて砂防部門の従事期間も確認する。

#### 熊本県公告第24号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年（2026年）1月16日

熊本県知事 木村 敬

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	調査を行つた地域	成果の名称	認証年月日
八代市	令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）まで	日置町・西片町の各一部	地籍図及び地籍簿	令和8年（2026年）1月6日
山都町	令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）まで	小 笹 の 一 部	地籍図及び地籍簿	令和8年（2026年）1月6日
山都町	令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）まで	小 笹 の 一 部 ・ 男 成 の 全 部	地籍図及び地籍簿	令和8年（2026年）1月6日

#### 熊本県公告第25号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和8年（2026年）1月16日

熊本県知事 木村 敬

- |          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 1 築造者の住所 | 玉名市河崎695番地                            |
| 2 築造者の氏名 | 有限会社三栄企画                              |
| 3 道路の位置  | 玉名市築地字萩尾前394番4、同395番2及び同395番5並びに里道の一部 |
| 4 道路の幅員  | 6.00メートル                              |
| 5 道路の延長  | 120.00メートル                            |

6 指定年月日 令和7年(2025年)12月26日  
 7 指定番号 熊本県指令北景建第224号

**熊本県公告第26号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年(2026年)1月16日

熊本県知事 木村 敬

**1 農用地利用集積等促進計画の概要**

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	
中村 賀津男	山江村	有限会社やまえ堂	山江村	球磨郡山江村大字山田丁字内角 212ほか3筆
久保山 泉子	相良村	川口 伸也	山江村	球磨郡山江村大字山田甲字三角 2733-5ほか2筆
愛甲 純一	水上村	那須 健二	水上村	球磨郡水上村大字岩野字西ノ前 2930-1
那須 栄子	熊本市	松田 一洋	水上村	球磨郡水上村大字湯山字下馬場 194-2
木山 幸一	御船町	宅本 誠也	御船町	上益城郡御船町大字陣字植木原 1995-3
岩永 智子	御船町	宅本 誠也	御船町	上益城郡御船町大字豊秋字吹上 2065ほか7筆
渡邊 守二	御船町	宅本 誠也	御船町	上益城郡御船町大字小坂字中原 2050
緒方 繁子	熊本市	永本 智裕	御船町	上益城郡御船町大字滝川字大塘 185
里山 敏治	御船町	永本 智裕	御船町	上益城郡御船町大字滝川字大塘 152ほか1筆
徳岡 宏昭	御船町	永本 智裕	御船町	上益城郡御船町大字木倉字星尾 7752
徳岡 遵子	御船町	永本 智裕	御船町	上益城郡御船町大字滝川字大塘 189ほか1筆
永本 タミ子	御船町	永本 智裕	御船町	上益城郡御船町大字滝川字大塘 184ほか2筆
林田 真一	御船町	吉本 正剛	熊本市	上益城郡御船町大字木倉字塚町 118-1ほか2筆
藤本 勇子	御船町	眞原 郁哉	御船町	上益城郡御船町大字高木字東菅原 2921-1ほか2筆
荒木 誠治	御船町	荒木 美鈴	益城町	上益城郡御船町大字田代字古閑野 2151
江藤 俊久 外1名	熊本市	池田 賢治	御船町	上益城郡御船町大字滝川字年ノ神 445-1
松永 明征	御船町	澤田 幸樹	御船町	上益城郡御船町大字木倉字筒井崎 7508-2
松永 明征	御船町	田中 登	御船町	上益城郡御船町大字木倉字名尾 8250-1ほか2筆
本田 和子	御船町	光永 則幸	御船町	上益城郡御船町大字陣字植木原 1983
寺林 千里 (亡) 寺林	御船町	野口 義弘	御船町	上益城郡御船町大字木倉字鶴亀 7138ほか1筆

孝市				
坂田 扶美恵 (亡) 坂田 徳雄	御船町	山下 國勝	御船町	上益城郡御船町大字高木字片皮 子 690 ほか 2 筆
福嶋 益男	嘉島町	株式会社藤瀬 農園	嘉島町	上益城郡御船町大字高木字中須 126
戸田 朝治	益城町	森山 孝敏	益城町	上益城郡益城町大字赤井字京田 482
戸田 朝治	益城町	花田 直	益城町	上益城郡益城町大字赤井字中無 田 905 ほか 1 筆
菊川 孝	益城町	笠井 浩之	益城町	上益城郡益城町大字赤井字登り 町 1088-1 ほか 22 筆
有馬 伸明	益城町	杉浦 時夫	益城町	上益城郡益城町大字砥川字草場 210-2 ほか 3 筆
北森 一寿	益城町	有限会社村上 牧場	益城町	上益城郡益城町大字砥川字梅木 560 ほか 1 筆
田上 英敏	益城町	山本 義幸	益城町	上益城郡益城町大字砥川字梅木 561 ほか 5 筆
高村 光寛	大分県日 田市	山本 義幸	益城町	上益城郡益城町大字砥川字芦原 1012-1 ほか 1 筆
橋本 千加子	益城町	有限会社長尾 農産	益城町	上益城郡益城町大字惣領字西城 ノ尾 2069-1
山内 裕文	益城町	有限会社吉水 農園	益城町	上益城郡益城町大字寺迫字大迫 298-1 ほか 2 筆
藤枝 志喜男	益城町	吉田 一浩	益城町	上益城郡益城町大字寺迫字登立 665 ほか 3 筆
吉川 博文	益城町	中村 康弘	益城町	上益城郡益城町大字平田字四百 石 1766 ほか 1 筆
小路 建設	益城町	中村 康弘	益城町	上益城郡益城町大字田原字西大 久保 893-1
園山 幸敏 (亡) 園山 義敬	益城町	中村 康弘	益城町	上益城郡益城町大字寺迫字四百 石 1741
廣田 雅朗	益城町	中村 康弘	益城町	上益城郡益城町大字田原字北大 久保 789
中村 千歳	益城町	中村 康弘	益城町	上益城郡益城町大字田原字南大 久保 1336 ほか 2 筆
山田 孝文	益城町	有限会社吉水 農園	益城町	上益城郡益城町大字寺迫字登立 747
中原 直美	熊本市	松本 知治	益城町	上益城郡益城町大字木山字道上 3-1 ほか 2 筆
松村 忠則	益城町	坂本 強	益城町	上益城郡益城町大字宮園字蓀田 247-2
角川 宝富	益城町	西本 俊博	益城町	上益城郡益城町大字宮園字川端 365
箕田 洋	益城町	村上 優一	益城町	上益城郡益城町大字平田字棚田 513 ほか 6 筆
光永 明裕	益城町	福嶋 裕一	益城町	上益城郡益城町大字平田字中原 1910
村上 丸美	益城町	福嶋 裕一	益城町	上益城郡益城町大字平田字雀迫 2133-1 ほか 1 筆
下田 一任	益城町	宮本 紀六	益城町	上益城郡益城町大字下陳字石川

				306-1ほか1筆
廣瀬 庄一	益城町	坂上 幸成	益城町	上益城郡益城町大字砥川字西郡 654ほか8筆
古閑 慎一	熊本市	里見 勝則	益城町	上益城郡益城町大字馬水字中道 310
岩永 智子	御船町	有限会社中川農園	益城町	上益城郡益城町大字小谷字下戸 次道1381
城本 建雄	益城町	株式会社ニシハラグリーンファーム	鹿児島県鹿児島市	上益城郡益城町大字田原字南大 久保1428ほか1筆
福永 久子	熊本市	中村 吉宏	益城町	上益城郡益城町大字島田字杉ノ 下72
東 一郎(亡) 東 芳充	西原村	大村 幸誠	益城町	上益城郡益城町大字小谷字高遊 1561-2
宮本 春己	山都町	下山 航平	山都町	上益城郡山都町金内字薄木17 58ほか1筆
岩部 誠一	山都町	G R E E N T I D E 合同会社	山都町	上益城郡山都町麻山字竹ノ原2 484-1
田上 祐元	山都町	G R E E N T I D E 合同会社	山都町	上益城郡山都町御所字元前原2 551-22
酒井 邦夫	鹿児島県鹿児島市	下田 昭美	山都町	上益城郡山都町白小野字櫻ノ又 684-1ほか1筆
藤川 英俊	山都町	バックカントリーラボ株式会社	山都町	上益城郡山都町藤木字下前田6 11ほか2筆
谷村 昭廣 (亡) 谷村晃	熊本市	篠原 俊二	津奈木町	葦北郡津奈木町大字津奈木字日 野田293ほか1筆
竹田 榮次	津奈木町	平松 伸広	津奈木町	葦北郡津奈木町大字千代字残木 1408-4ほか2筆
竹田 榮次 外1名	津奈木町	平松 伸広	津奈木町	葦北郡津奈木町大字千代字高尾 447-3ほか2筆
正木 秀喜	津奈木町	正木 聖哉	津奈木町	葦北郡津奈木町大字岩城字竹迫 3391-1
正木 秀喜	津奈木町	早川 竜彦	津奈木町	葦北郡津奈木町大字岩城字竹迫 3391-1
有村 小百合	水俣市	林 辰徳	津奈木町	葦北郡津奈木町大字福浜字松葉 3874-2
野崎 二三男 (亡) 野崎辰喜	津奈木町	林 辰徳	津奈木町	葦北郡津奈木町大字福浜字松葉 3875-2ほか1筆
成松 一恵 外1名	熊本市	林 辰徳	津奈木町	葦北郡津奈木町大字福浜字松葉 3875-3
濱田 健藏 (亡) 濱田國彥	津奈木町	林 辰徳	津奈木町	葦北郡津奈木町大字福浜字松葉 3882
吉野 長生	宮崎県延岡市	林 辰徳	津奈木町	葦北郡津奈木町大字福浜字松葉 3884-1
俣山 敦	相良村	岩見 晴雄	相良村	球磨郡相良村大字川辺字朝ノ迫 185-166ほか1筆

新川 博正	相良村	尾方 喜一郎	相良村	球磨郡相良村大字川辺字小森3 760
小柳 圭一	湯前町	一般社団法人 湯前町農業公社	湯前町	球磨郡湯前町字下長尾1693 -72
荒川 廣文	湯前町	一般社団法人 湯前町農業公社	湯前町	球磨郡湯前町字下長尾1693 -65ほか2筆
松本 弘子	湯前町	一般社団法人 湯前町農業公社	湯前町	球磨郡湯前町字下長尾1693 -67
橋本 ヤス子	湯前町	一般社団法人 湯前町農業公社	湯前町	球磨郡湯前町字下長尾1693 -68
荒川 郎喜男	湯前町	一般社団法人 湯前町農業公社	湯前町	球磨郡湯前町字下長尾1693 -74
柴田 豊明	湯前町	一般社団法人 湯前町農業公社	湯前町	球磨郡湯前町字下長尾1693 -76
岩野 邦治	湯前町	一般社団法人 湯前町農業公社	湯前町	球磨郡湯前町字下長尾1693 -77
税所 明美 (亡) 税所 英臣	湯前町	久保田 宏	湯前町	球磨郡湯前町字北高沖4546 ほか3筆
久保田 光義	湯前町	一般社団法人 湯前町農業公社	湯前町	球磨郡湯前町字上長尾1689 -180
野口 斎家	湯前町	一般社団法人 湯前町農業公社	湯前町	球磨郡湯前町字上小迫3783 -1
北崎 博之 (亡) 北崎 三之	湯前町	篠原 一久	湯前町	球磨郡湯前町字中園4715- 2ほか1筆
木野 楠郎	湯前町	篠原 一久	湯前町	球磨郡湯前町字中園4692
伊藤 清喜	湯前町	椎葉 雅明	湯前町	球磨郡湯前町字溝合2976ほか 1筆
小川 和典	多良木町	小川 博樹	多良木町	球磨郡湯前町字下松下602
仲葉 達也	甲佐町	西村 優	甲佐町	上益城郡甲佐町大字東寒野字内 田1921-1ほか1筆
永松 昭一	甲佐町	西村 優	甲佐町	上益城郡甲佐町大字東寒野字尾 北1195ほか4筆
西村 かをる (亡) 仲葉 仁己	甲佐町	西村 優	甲佐町	上益城郡甲佐町大字東寒野字内 田1936-1
西村 かをる (亡) 仲葉 京子	甲佐町	西村 優	甲佐町	上益城郡甲佐町大字東寒野字内 田1936-2
田添 鈴子 (亡) 田添	甲佐町	白石 善博	甲佐町	上益城郡甲佐町大字横田字丸山 751

信明				
野口 けい	甲佐町	稻葉 淳己	甲佐町	上益城郡甲佐町大字有安字西川原499
中村 幸夫	甲佐町	農事組合法人津志田	甲佐町	上益城郡甲佐町大字津志田字宮下2218ほか2筆
赤星 學	甲佐町	農事組合法人津志田	甲佐町	上益城郡甲佐町大字津志田字宮下2294ほか1筆
溝邊 勝明 (亡)溝邊 勝義	甲佐町	農事組合法人津志田	甲佐町	上益城郡甲佐町大字津志田字池田2102
溝邊 勝明 (亡)溝邊 ツギエ	甲佐町	農事組合法人津志田	甲佐町	上益城郡甲佐町大字津志田字池田2101
宮田 洋	甲佐町	農事組合法人津志田	甲佐町	上益城郡甲佐町大字津志田字池田2072ほか4筆
中村 幸夫	甲佐町	農事組合法人津志田	甲佐町	上益城郡甲佐町大字津志田字池田2155
本田 一誠	甲佐町	本田 一誠	甲佐町	上益城郡甲佐町大字糸田字下川原1059-1ほか20筆
井芹 昭二	甲佐町	丸山 公司	御船町	上益城郡甲佐町大字糸田字上川原196ほか2筆
井芹 昭二 (亡)井芹 義人	甲佐町	丸山 公司	御船町	上益城郡甲佐町大字糸田字上川原182-1
緒方 九州男	甲佐町	丸山 公司	御船町	上益城郡甲佐町大字糸田字梶原1719-1ほか9筆
大塚 真由美	甲佐町	丸山 公司	御船町	上益城郡甲佐町大字糸田字夫ノ田2019ほか13筆
村上 康彦	熊本市	農事組合法人元白旗	甲佐町	上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第二1882-1
本田 博嗣	熊本市	農事組合法人元白旗	甲佐町	上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第一1834-4ほか1筆
田上 美智雄 外1名	甲佐町	農事組合法人元白旗	甲佐町	上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第一1788
黒川 久美子 (亡)森山 定	兵庫県伊丹市	古川 昌行	水俣市	水俣市薄原字長山519-60ほか2筆
黒川 久美子 (亡)森山 定	兵庫県伊丹市	坂口 和憲	水俣市	水俣市薄原字山神520-65ほか1筆
宮本 達也	水俣市	もち麦工房株式会社	水俣市	水俣市越小場字乱橋289ほか4筆
寒川 正光	水俣市	寒川 修治	水俣市	水俣市古里字日添802-1
寒川 正光	水俣市	寒川 和行	水俣市	水俣市古里字日添810-1

農地中間管理権の設定等を行う者		農地中間管理権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
後藤 太	熊本市	上益城郡山都町橘字中畑863
江藤 純二(亡)江 藤 晴夫	山都町	上益城郡山都町橘字二又迫423-2
有働 ひとみ(亡) 佐竹 シズ子	山都町	上益城郡山都町橘字尾ソタリ165-2ほか1筆

柴田 ハツミ	山都町	上益城郡山都町下名連石字若宮 2567ほか 1筆
西岡 隆晴(亡) 西岡 守	山都町	上益城郡山都町下名連石字下髭副 3944ほか 1筆
上村 原史	山都町	上益城郡山都町長田字鮎ノ目 91-1ほか2 筆
末藤 満信	山都町	上益城郡山都町下名連石字迎中原新 34-4 6
藤岡 潔	山都町	上益城郡山都町下名連石字迎中原新 34-5 5
藤岡 修(亡) 藤岡 實信	山都町	上益城郡山都町下名連石字迎中原新 34-3 7
森川 茂光(亡) 森川 守光	山都町	上益城郡山都町下名連石字迎中原新 34-5 7ほか3筆
矢仁田 繁光	山都町	上益城郡山都町下名連石字中原新 35-20 ほか1筆
平岡 隼人	山都町	上益城郡山都町下名連石字中原新 35-77
藤本 千代美	山都町	上益城郡山都町下名連石字笛原口新 28-7 ほか1筆
中村 勝子	熊本市	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新 29- 67ほか2筆
森 利江(亡) 森宏	山都町	上益城郡山都町下名連石字中原新 35-55
矢仁田 繁光	山都町	上益城郡山都町下名連石字中原新 35-70 ほか2筆
平岡 獻	山都町	上益城郡山都町下名連石字中原新 35-35 ほか1筆
坂本 一	山都町	上益城郡山都町下名連石字中原新 35-39
坂本 一	山都町	上益城郡山都町下名連石字下髭副 3866- 4ほか1筆
井手 康夫	山都町	上益城郡山都町下名連石字天狗ノ庭新 32- 12
倉岡 英治	山都町	上益城郡山都町下名連石字中原新 35-63 ほか2筆
西岡 隆晴(亡) 西岡 守	山都町	上益城郡山都町下名連石字松木坂新 33-6 ほか2筆
山崎 潤(亡) 山崎 邦子	山都町	上益城郡山都町下名連石字中原新 35-66
坂本 則光	山都町	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新 29- 62ほか2筆
松岡 和博	山都町	上益城郡山都町下名連石字迎中原新 34-6 8ほか1筆
平岡 獻	山都町	上益城郡山都町下名連石字松木坂新 33-3 ほか2筆
西岡 守夫	山都町	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新 29- 31ほか2筆
森 トシエ	山都町	上益城郡山都町下名連石字中原新 35-56
山本 憲夫	山都町	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新 29- 55ほか1筆
荒木 静夫	熊本市	上益城郡山都町下名連石字中原新 35-74
平岡 隼人	山都町	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新 29- 101

西岡 聖也	山都町	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新29-38ほか4筆
藤高 正継	熊本市	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新29-56ほか3筆
農事組合法人愛隣農園	山鹿市	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新29-36ほか2筆
成瀬 智壽	山都町	上益城郡山都町下名連石字笹原口新28-2ほか2筆
村上 秀幸	熊本市	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新29-25
柴田 利一	山都町	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新29-52ほか1筆
志賀 元廣(亡)志賀 ヨシエ	山都町	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新29-74
原田 けい子	山都町	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新29-16
宮田 孝一	山都町	上益城郡山都町下名連石字笹原口新28-21ほか1筆
村上 誠一	山都町	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新29-50
久佐賀 雅之	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字立吉541ほか1筆
本田 浩一	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字吉原1217ほか2筆
上村 千鶴子	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字山ノ田1113ほか2筆
田代 稔一	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字吉原1215ほか4筆
田上 弘	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字立吉543
岩村 義光	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字藤崎404-2ほか3筆
平山 民子	玉名市	上益城郡甲佐町大字南三箇字山ノ田1110ほか2筆
林 一浩	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字吉原1196-1ほか6筆
山本 勝子	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字吉原1200ほか5筆
松本 みどり(亡)	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字山ノ田1166ほか1筆
松本 重男		
田上 利広	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字豊原323-1
稻葉 覚(亡)稻葉 龍二	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字藤崎457-2ほか3筆
池上 修一	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字吉原1189
池上 凌子	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字山ノ田1109ほか2筆
村田 忍	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字大坪788ほか6筆
中村 誠志	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字山ノ田1170-1ほか6筆
岩村 誠一	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字藤崎453ほか4筆
藤本 幸男(亡)藤	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字大坪849-1

本 荒太		ほか1筆
杉本 忠親(亡) 杉本 利行	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字吉原1194ほか4筆
久佐賀 忠	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字豊原246-1ほか2筆
井手 綾子(亡) 井手 博幸	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字山ノ田1105ほか2筆
小島 義親(亡) 小島 正則	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字山ノ田1171ほか1筆
八並 太	御船町	上益城郡甲佐町大字南三箇字豊原242ほか8筆
松本 一博(亡) 松本 信男	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字藤崎452ほか3筆
光本 千鶴子	熊本市	上益城郡甲佐町大字南三箇字豊ノ内1062ほか1筆
松本 三幸	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字山ノ田1114ほか1筆
大森 繁昭	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字立古519-2ほか1筆
大森 繁昭	甲佐町	上益城郡甲佐町大字中山字中原627ほか4筆
大森 孝敏	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字立古533-1ほか1筆
大森 初美	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字立古511ほか9筆
西坂 曜子	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字龍石877ほか2筆
宮崎 貴美代	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字山ノ田1133ほか7筆
園田 文雄	熊本市	上益城郡甲佐町大字南三箇字名免木75ほか5筆
平野 啓治	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字名免木94ほか8筆
渡邊 正義	甲佐町	上益城郡甲佐町大字世持字池田44-1ほか3筆
渡邊 信夫	甲佐町	上益城郡甲佐町大字世持字池田32ほか2筆
池田 りか	甲佐町	上益城郡甲佐町大字世持字池田22-1ほか4筆
上田 真一	甲佐町	上益城郡甲佐町大字世持字池田33ほか2筆
志垣 誠也	甲佐町	上益城郡甲佐町大字世持字池田40-1ほか3筆
山下 義富	甲佐町	上益城郡甲佐町大字世持字池田96ほか5筆
井芹 正剛	甲佐町	上益城郡甲佐町大字中山字前田280-1ほか1筆
古閑 二三夫	甲佐町	上益城郡甲佐町大字中山字古閑85ほか6筆
古閑 武範	長崎県諫早市	上益城郡甲佐町大字中山字前田282-1
柳井 森次	甲佐町	上益城郡甲佐町大字中山字古閑216ほか2筆
嶋津 秋春	甲佐町	上益城郡甲佐町大字中山字下道免1140
園田 秀樹	甲佐町	上益城郡甲佐町大字世持字池田29-1ほか3筆
小島 秀信	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字山ノ田1154

柳井 小百合	甲佐町	上益城郡甲佐町大字中山字古閑 9 3 - 1 ほか 2 筆
西坂 隆	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字龍石 8 8 5
西坂 輝一(亡) 西坂 正蔵	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字大坪 7 9 1 ほか 1 筆
西坂 輝一(亡) 西坂 エイ子	甲佐町	上益城郡甲佐町大字中山字下道免 1 1 2 3 ほか 1 筆
古閑 潔	甲佐町	上益城郡甲佐町大字中山字下道免 1 1 3 5 ほか 1 筆
西坂 典明	甲佐町	上益城郡甲佐町大字中山字中原 6 8 0 - 1 ほか 4 筆
西坂 耕一	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字大坪 8 3 4
上原 伸浩	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字大坪 8 1 0 ほか 2 筆
井手 秀雄	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字豊ノ内 1 0 6 8 ほか 1 筆
北永 敏春	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字立古 5 0 7 - 3 ほか 3 筆
上田 利恵	甲佐町	上益城郡甲佐町大字世持字上平原 8 0 8
柴田 弘美	甲佐町	上益城郡甲佐町大字中山字古閑 2 1 0
井芹 康雄	甲佐町	上益城郡甲佐町大字中山字古閑 2 0 9
古閑 壽	甲佐町	上益城郡甲佐町大字中山字古閑 2 1 1 ほか 1 筆
柴田 祐二	熊本市	上益城郡甲佐町大字古閑 2 1 2 ほか 1 筆
甲斐 朱美	甲佐町	上益城郡甲佐町大字中山字中原 6 4 4 ほか 1 筆
堤 久敏	甲佐町	上益城郡甲佐町大字中山字前田 2 8 1 - 1 ほか 2 筆
益田 博敏	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字下原 7 8 2
古閑 秀敏	甲佐町	上益城郡甲佐町大字中山字下道免 1 1 2 5 ほか 4 筆
西坂 信夫	甲佐町	上益城郡甲佐町大字中山字前田 2 8 3 - 1 ほか 2 筆
井芹 博史	甲佐町	上益城郡甲佐町大字中山字古閑 8 7 ほか 5 筆
田上 利広(亡) 田上 實	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字八幡 1 7 7 - 1 ほか 4 筆
柴田 徹哉	甲佐町	上益城郡甲佐町大字中山字古閑 8 3 ほか 4 筆

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
興梠 修一	山都町	上益城郡山都町橘字中畑 8 6 3 ほか 3 筆
成瀬 智壽	山都町	上益城郡山都町下名連石字若宮 2 5 6 7 ほか 3 筆
上村 雄大	山都町	上益城郡山都町長田字鮎ノ目 9 1 - 1 ほか 2 筆
大久保 進	山都町	上益城郡山都町下名連石字迎中原新 3 4 - 4 6 ほか 4 筆
特定非営利活動法人丸山ハイランド	山都町	上益城郡山都町下名連石字中原新 3 5 - 7 7 ほか 1 2 筆
山本 寿幸	山都町	上益城郡山都町下名連石字下髭副 3 8 6 6 - 4 ほか 1 筆

松本 辰昭	山都町	上益城郡山都町下名連石字天狗ノ庭新32-12ほか31筆
岩永 一則	山都町	上益城郡山都町下名連石字中原新35-20ほか18筆
錦郷川農事組合法人	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字下原782ほか239筆
錦郷川農事組合法人	甲佐町	上益城郡甲佐町大字南三箇字豊ノ内1068ほか6筆
原田 一道	山都町	上益城郡山都町郷野原字上尾次683-1
田上 幸一	山都町	上益城郡山都町井無田字谷頭651-1ほか2筆
岩永 一則	山都町	上益城郡山都町下名連石字迎中原新34-3ほか3筆
岩永 一則	山都町	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新29-23
綱木 哲郎	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字二反田1831-1
綱木 哲郎	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字八ツ田1389-1
綱木 哲郎	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字八ツ田1367-1
綱木 哲郎	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字八ツ田1368-1

2 認可年月日  
令和8年(2026年)1月7日

## 熊本県公告第27号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月16日

熊本県知事 木村 敬

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名  
熊本県が所管する施設で使用する電気 その4
- (2) 予定数量  
1,992,237キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局  
熊本県環境生活部環境局環境立県推進課ゼロカーボン企画班(熊本県庁行政棟新館5階)  
郵便番号862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容  
4(2)により取得する入札説明書及び熊本県が所管する施設で使用する電気 その4  
仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 調達期間(供給期間)  
令和8年(2026年)4月1日(水)から令和9年(2027年)3月31日(水)まで
- (7) 供給場所  
仕様書による。(7施設)
- (8) 契約の種類  
施設ごとの各単価による単価契約
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額  
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決

定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(12) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

## 2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）1月28日（水）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者又は小売電気事業者との取次契約を締結した者であること。

(3) 令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した温室効果ガスに係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.511キログラム以下であること。

なお、令和6年（2024年）4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者は公告の日以後に電気の供給を開始予定の電気事業者にあっては、仕様書に基づき算定した温室効果ガスに係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.511キログラム以下であること。

(4) 再生可能エネルギー比率が100パーセントの電力を供給できること。再生可能エネルギーとは、次のいずれかに該当する電力であること。

ア トランシッキング付非化石証書を受けたFIT電力

イ 再生可能エネルギー由来の環境価値を証明できる非FIT電力

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

## 3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（小売電気事業者であることを証する書類等）又は「小売電気事業者との取次契約」に係る確認書類等

ウ 「温室効果ガスに係る調整後排出係数」及び「再生可能エネルギーの電力比率」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、

(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及

びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年(2026年)2月20日(金)午後3時まで

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月20日(金)午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)3月3日(火)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)3月2日(月)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年(2026年)3月3日(火)午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)3月2日(月)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書きするとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、1(1)の調達物品名を朱書きし、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの方が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかつたものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからキまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札

カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札

キ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部

局を窓口として1(3)の発注・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(3)の発注・契約担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがあることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関する事。

熊本県環境生活部環境局環境立県推進課ゼロカーボン企画班

電話番号 096-333-2264

ファックス番号 096-383-0314

イ 競争入札参加資格審査申請に関する事。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関する事。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関する事。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 1,992,237kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government

- (2) Date and Place for Tender:  
 Date: March 3, 2026, 10:00 a.m.  
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
 Management and Purchasing Division  
 (2nd floor of Prefectural Government Main building )
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
 Environmental Policy Promotion Division  
 Kumamoto Prefectural Government  
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
 862-8570, Japan  
 Phone: 096-333-2264
- (4) Other  
 Language: Japanese  
 Currency: Japanese Yen

**熊本県公告第28号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）1月16日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 菊池郡大津町大字岩坂字萱下1110番1、同1110番2、同1110番3及び同1110番4、237.21平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 宮崎県延岡市伊達町二丁目50番地4  
 株式会社イケダ

**熊本県公告第29号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年（2026年）1月16日

熊本県知事 木村 敬

- 1 落札に係る特定役務の名称  
 熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービスの調達
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
 令和7年（2025年）12月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
 NTT西日本株式会社 熊本支店  
 熊本市中央区九品寺一丁目2番11号
- 5 落札金額  
 79,763,640円（うち消費税及び地方消費税の額7,251,240円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
 令和7年（2025年）10月24日

**熊本県公告第30号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年（2026年）1月16日

熊本県知事 木村 敬

- 1 落札に係る特定役務の名称  
 熊本県総合行政ネットワーク支線系（県内分）通信回線サービスの調達
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- 3 落札者を決定した日  
令和7年(2025年)12月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社Q T n e t  
福岡県福岡市中央区天神一丁目12番20号
- 5 落札金額  
95,692,080円(うち消費税及び地方消費税の額8,699,280円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和7年(2025年)10月24日

**熊本県公告第31号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月16日

熊本県知事 木村 敬

**1 競争入札に付する事項**

- (1) 業務の種類  
次期統合仮想化基盤の提供業務 一式
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局  
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課業務システム改革班(熊本県庁行政棟新館9階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2144  
ファックス番号 096-383-8211
- (3) 業務の内容  
次期統合仮想化基盤の提供業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 委託期間  
令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで
- (5) 履行場所  
熊本県が指定する場所
- (6) 入札方法  
総合評価一般競争入札による。
- (7) 入札方式  
この入札は、紙入札案件である。
- (8) 入札金額  
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

**(10) 最低制限価格の設定**

この入札は、最低制限価格を設けない。

**(11) 低入札価格調査の設定**

この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

**2 入札参加者の必要な資格に関する事項**

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処理業務」に登録されている者であること。また、共同提案による入札の場合は、共同企業体の全てが、入札参加資格を有しており、そのうち1者以上が業務区分が「委託」で営業種目が「情報処理業務」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和8年(2026年)1月26日(月)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 電話番号 096-333-2581  
 ファックス番号 096-381-9010

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得  
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付することとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 仕様書の内容を満たしていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 仕様適合証明（別紙様式12）及び添付書類

ウ 入札参加資格審査申請書（共同企業体）（別紙様式13）

※共同企業体により提案を行う場合は、必ずウの書類を提出すること。

(2) 提出方法

(1) に掲げる書類を書面で、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年（2026年）2月5日（木）午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）2月5日（木）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）2月26日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 日時 令和8年（2026年）2月26日（木）午前10時

イ 場所 1(2)の入札・契約担当部局

ウ 入札書及び技術提案書の提出方法

入札書（代理人が入札するときは、入札書及び委任状）及び技術提案書をアの日時にイの場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和8年（2026年）2月25日（水）（必着）までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)アの日時に(3)イの場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者がいない場合は、再入札を行うものとする。

なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行つた入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行つたことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札

エ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「円」の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4(3)アの日時までとする。

1(2)の入札・契約担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがあることがある。

(9) 入札保証金

免除する。

5 落札者の決定方法

(1) 落札者決定基準

落札者の決定に当たっては、入札説明書で定めるところにより、入札金額に係る評価点（以下「価格点」という。）と技術提案書による提案内容に係る評価点（以下「技術点」という。）の合計点（以下「総合評価点」という。）により評価する。

(2) 落札者の決定方法

ア 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内の入札金額による有効な入札書を提出した者については、総合評価のための技術提案書について評価を行う。

イ (1)で評価した価格点及び技術点の合計である総合評価点が最も高い者を落札者とする。ただし、本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、総合評価点が最も高い者であっても落札者とならない場合がある。

ウ イに該当する者が2者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札者とする。なお、技術点の最も高い者も2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者の中にくじを引かれない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に係る熊本県の職員にくじを引かせるものとする。

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

(5) 共同企業体との契約について

共同企業体の代表者と契約することとする。

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の内容全般（業務内容、仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課業務システム改革班

電話番号 096-333-2144

ファックス番号 096-383-8211

イ 競争入札参加資格審査申請に關すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

9 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Construction and Operation of the Next Internal Information Infrastructure  
for Kumamoto Prefecture Government Offices

(2) Date and Place for tender

Date: 10:00 a.m. February 26, 2026

Place: Kumamoto Prefectural Government Department of Planning and Development  
Digital Innovation Bureau System Reformation Division  
(9th Floor of Prefectural Government New Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Government Department of Planning and Development  
Digital Innovation Bureau System Reformation Division Business System  
Reform Section

Kumamoto Prefectural Government

(9th floor of Prefectural Government New Building)

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2144

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

**登載依頼**

**熊本県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。**

令和8年(2026年)1月16日

熊本県議会議長 高野洋介

熊本県議会会議規則第1号

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則

熊本県議会会議規則（平成3年熊本県議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**熊本県教育委員会公告第5号**

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年(2026年)1月16日

熊本県教育長 越猪浩樹

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

熊本県立中学校及び県立特別支援学校の学習者用端末賃貸借  
Google Chrome 741台  
iPad 1,188台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室働き方改革推進班  
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年(2025年)11月6日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 随意契約に係る契約金額

1 4 8, 7 4 4, 2 0 0 円 (うち消費税及び地方消費税の額 1 3, 5 2 2, 2 0 0 円)  
 6 契約の相手方を決定した手続  
 隨意契約  
 7 隨意契約により相手方を決定した理由  
 令和7年(2025年)9月2日付け熊本県教育委員会公告第48号により一般競争入札を実施したが、落札者が契約を辞退したため、1の物品等を調達するまでの期間を確保することができなかつたため。

**熊本県社会福祉審議会公告第1号**

令和7年度(2025年度)熊本県社会福祉審議会の会議を、次のとおり開催する。  
 令和8年(2026年)1月16日

熊本県社会福祉審議会委員長 倉田 賀世

- 1 日時  
令和8年(2026年)1月28日(水)午後2時から午後4時まで
- 2 場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
  - (1) 専門分科会等の開催状況等について
  - (2) 熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画について
  - (3) 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランについて
  - (4) その他
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができます。
  - (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県社会福祉審議会事務局(熊本県健康福祉部健康福祉政策課内)  
(電話 096-333-2193)

**熊本県スポーツ推進審議会公告第1号**

令和7年度(2025年度)第1回熊本県スポーツ推進審議会の会議を次のとおり開催する。

令和8年(2026年)1月16日

熊本県スポーツ推進審議会会長

- 1 日時  
令和8年(2026年)1月29日(木)  
午後2時から午後4時まで
- 2 場所  
熊本県防災センター3階 312会議室
- 3 議題
  - (1) 第3期熊本県スポーツ推進計画の進捗状況について(KPI検証)
  - (2) 第4期熊本県スポーツ推進計画策定に向けて
  - (3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができます。
  - (2) 傍聴の手續は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県スポーツ推進審議会事務局  
(熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課スポーツ振興班)  
(電話 096-333-2710)

**熊本県教育委員会告示第5号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年(2026年)1月16日

## 熊本県立装飾古墳館長 上村修治

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理業務
- (2) 肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理業務
- (3) 肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理業務
- (4) 歴史公園鞠智城樹木等保護管理業務
- (1) から(4)までについては、それぞれの入札による。

## 2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種が「樹木保護管理」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

## 3 入札参加資格を得るための申請方法等

## (1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

## (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

## (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）1月30日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

## (4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

## (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年（2028年）3月31日までとする。

## (6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年（2027年）9月1日から令和9年（2027年）10月31日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

## 熊本県教育委員会公告第6号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）1月16日

熊本県立装飾古墳館長 上村修治

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 業務の名称

肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理業務

## (2) 業務に係る入札・契約担当部局

熊本県立装飾古墳館総務課

郵便番号 861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地

## (3) 業務の内容

肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (4) 委託期間

令和8年（2026年）4月1日（水）から

令和9年（2027年）3月31日（水）まで

## (5) 履行場所

熊本県山鹿市鍋田 肥後古代の森山鹿地区

## (6) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(7) 入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

(10) 低入札価格調査の設定

この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種が「樹木保護管理」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）1月30日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得

熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 公告の日から過去3年間において、仕様書に記載する業務の内容において、芝管理10,000平方メートル以上かつ樹木管理3,000平方メートル以上の契約を締結し、当該契約の履行を完了している実績を有する者であること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 契約の実績を証する書類（契約書の写し、履行証明書及び業務仕様書）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年（2026年）2月10日（火）午後5時まで

(4) 提出先

## 1 (2) の入札・契約担当部局

## (5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

## 4 入札手続等

## (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月10日(火)午後5時まで受け付ける。

## (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月27日(金)まで行う。

## (3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)2月26日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

## イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年(2026年)2月27日(金)午前9時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)2月26日(木)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書きするとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、1(1)の業務の名称を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。

## (4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの方が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

## (5) 入札の回数

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

## (6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札

カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札

## (7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

## (8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に

執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者となるない場合がある。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否  
要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1(2) の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) この調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第6号の規定による一連の調達契約である。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県立装飾古墳館総務課

電話番号 0968-36-2151

ファックス番号 0968-36-2120

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

ア (1) のア

午前8時30分から午後5時15分まで（月曜日、月曜日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は翌日を除く。）

イ (1) のイ、ウ、エ

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Care of Yamaga area of forest Park of the Higo ancient times

- (2) Date and Place for tender  
 Date: February 27, 2026, 9:00 a. m.  
 Place: Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
 Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum  
 3085 Iwabaru, Kao-machi, Yamaga-City, Kumamoto Prefecture, 861-0561, Japan  
 Phone: 0968-36-2151
- (4) Other  
 Language: Japanese  
 Currency: Japanese Yen

### 熊本県教育委員会公告第7号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月16日

熊本県立装飾古墳館長 上村修治

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
 肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理業務
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局  
 熊本県立装飾古墳館総務課  
 郵便番号 861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地
- (3) 業務の内容  
 肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 委託期間  
 令和8年(2026年)4月1日(水)から  
 令和9年(2027年)3月31日(水)まで
- (5) 履行場所  
 熊本県山鹿市鹿央町岩原 肥後古代の森鹿央地区
- (6) 入札方式(紙入札併用案件)  
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
 イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額  
 入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (9) 最低制限価格の設定  
 この入札は、最低制限価格を設けない。
- (10) 低入札価格調査の設定  
 この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

#### 2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種が「樹木保護管理」に登録されている者であること。  
 なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。  
 ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

イ	公告の日から令和8年(2026年)1月30日(金)午後5時まで 競争入札参加資格審査申請書の提出先 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階) 郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
ウ	競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ	提出の方法 イの提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。
(2)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
(3)	民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
(4)	熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
(5)	公告の日から過去3年間において、仕様書に記載する業務の内容において、芝管理30,000平方メートル以上かつ樹木管理3,000平方メートル以上の契約を締結し、当該契約の履行を完了している実績を有する者であること。
3	入札参加のための確認申請
(1)	提出書類 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。 ア 競争入札参加資格確認申請書 イ 契約の実績を証する書類(契約書の写し、履行証明書及び業務仕様書)
(2)	提出方法 電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。 なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
(3)	提出期間 公告の日から令和8年(2026年)2月10日(火)午後5時まで
(4)	提出先 1(2)の入札・契約担当部局
(5)	確認結果の通知 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
4	入札手続等
(1)	入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間 1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)2月10日(火)午後5時まで受け付ける。
(2)	仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月27日(金)まで行う。
(3)	入札の方法 ア 電子入札システムによる入札の方法 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)2月26日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。 イ 紙入札による入札の方法 (ア) 日時 令和8年(2026年)2月27日(金)午前10時30分 (イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局 (ウ) 入札書の提出方法 くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)2月26日(木)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場

合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの方が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行つた入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行つたことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札

カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行つた入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行つた者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行つた者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行つた者は、最低価格をもって申込みをした者であつても落札者とならない場合がある。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証

金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1(2) の入札・契約担当部局

#### 6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) この調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第6号の規定による一連の調達契約である。

#### 7 問合せ

##### (1) 問合せ先

ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県立装飾古墳館総務課

電話番号 0968-36-2151

ファックス番号 0968-36-2120

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

##### (2) 受付時間

ア (1) のア

午前8時30分から午後5時15分まで（月曜日、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は翌日を除く。）

イ (1)のイ、ウ、エ

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

#### 8 Summary

##### (1) Name and Content of Consignment

Care of Kao area of forest Park of the Higo ancient times

##### (2) Date and Place for tender

Date: February 27, 2026, 10:30 a. m.

Place: Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum

##### (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum

3085 Iwabaru, Kao-machi, Yamaga-City, Kumamoto Prefecture, 861-0561, Japan

Phone: 0968-36-2151

##### (4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

#### 熊本県教育委員会公告第8号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）1月16日

熊本県立装飾古墳館長 上村修治

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 業務の名称

肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理業務

##### (2) 業務に係る入札・契約担当部局

熊本県立装飾古墳館総務課

郵便番号 861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地

##### (3) 業務の内容

肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

##### (4) 委託期間

令和8年（2026年）4月1日（水）から

令和9年(2027年)3月31日(水)まで

(5) 履行場所

熊本県玉名郡和水町瀬川 肥後古代の森菊水地区

(6) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(7) 入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

(10) 低入札価格調査の設定

この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種が「樹木保護管理」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和8年(2026年)1月30日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得

熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 公告の日から過去3年間において、仕様書に記載する業務の内容において、芝管理25,000平方メートル以上かつ樹木管理6,000平方メートル以上の契約を締結し、当該契約の履行を完了している実績を有する者であること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 契約の実績を証する書類(契約書の写し、履行証明書及び業務仕様書)

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式

で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

## (3) 提出期間

公告の日から令和8年(2026年)2月10日(火)午後5時まで

## (4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

## (5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

## 4 入札手続等

## (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月10日(火)午後5時まで受け付ける。

## (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月27日(金)まで行う。

## (3) 入札の方法

## ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)2月26日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

## イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年(2026年)2月27日(金)午後0時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

## (ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)2月26日(木)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書きするとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、1(1)の業務の名称を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。

## (4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

## (5) 入札の回数

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかつたものは、再入札を辞退したものとみなす。

## (6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札

カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札

## (7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額単位の誤り

## (8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるとときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## (9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

## (10) 入札保証金

免除する。

## 5 契約について

## (1) 契約書の作成の要否

要

## (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

## (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

## (4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

## 6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) この調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第6号の規定による一連の調達契約である。

## 7 問合せ

## (1) 問合せ先

ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県立装飾古墳館総務課

電話番号 0968-36-2151

ファックス番号 0968-36-2120

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455

## (2) 受付時間

## ア (1) のア

午前8時30分から午後5時15分まで（月曜日、月曜日が国民の祝日に当する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は翌日を除く。）

## イ (1) のイ、ウ、エ

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

## 8 Summary

## (1) Name and Content of Consignment

Care of Kikusui area of forest Park of the Higo ancient times

## (2) Date and Place for tender

Date: February 27, 2026, 0:00 p. m.

Place: Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum

## (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum

3085 Iwabaru, Kao-machi, Yamaga-City, Kumamoto Prefecture, 861-0561, Japan

Phone: 0968-36-2151

## (4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

## 熊本県教育委員会公告第9号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）1月16日

熊本県立装飾古墳館長 上村修治

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 業務の名称

歴史公園鞠智城樹木等保護管理業務

## (2) 業務に係る入札・契約担当部局

熊本県立装飾古墳館総務課

郵便番号 861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地

## (3) 業務の内容

歴史公園鞠智城樹木等保護管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (4) 委託期間

令和8年（2026年）4月1日（水）から

令和9年（2027年）3月31日（水）まで

## (5) 履行場所

熊本県山鹿市菊鹿町米原 肥後古代の森菊鹿地区及び

熊本県菊池市木野 肥後古代の森菊池地区

## (6) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

## (7) 入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

## (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

## (9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

## (10) 低入札価格調査の設定

この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

## 2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種が「樹木保護管理」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

イ 公告の日から令和8年(2026年)1月30日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得

エ 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イ の提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中ないこと。

- (5) 公告の日から過去3年間において、仕様書に記載する業務の内容において、芝管理25,000平方メートル以上かつ樹木管理1,000平方メートル以上の契約を締結し、当該契約の履行を完了している実績を有する者であること。

### 3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 契約の実績を証する書類(契約書の写し、履行証明書及び業務仕様書)

- (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間

公告の日から令和8年(2026年)2月10日(火)午後5時まで

- (4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

- (5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

### 4 入札手続等

- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月10日(火)午後5時まで受け付ける。

- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月27日(金)まで行う。

- (3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)2月26日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札する

- こと。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和8年(2026年)2月27日(金)午後1時30分
- (イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
- くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)2月26日(木)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、1(1)の業務の名称を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
- 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数
- 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
- なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
- 次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札
- カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
- 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。
- 1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。
- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
- 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。
- (9) 落札者の決定方法
- 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- なお、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。
- (10) 入札保証金
- 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
- 要

## (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

## (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

## (4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1(2) の入札・契約担当部局

## 6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) この調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第6号の規定による一連の調達契約である。

## 7 問合せ

## (1) 問合せ先

ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県立装飾古墳館総務課

電話番号 0968-36-2151

ファックス番号 0968-36-2120

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

## (2) 受付時間

ア (1) のア

午前8時30分から午後5時15分まで（月曜日、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は翌日を除く。）

イ (1) のイ、ウ、エ

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

## 8 Summary

## (1) Name and Content of Consignment

Care of Kikuka area of forest Park of the Higo ancient times

## (2) Date and Place for tender

Date: February 27, 2026, 1:30 p. m.

Place: Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum

## (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum

3085 Iwabaru, Kao-machi, Yamaga-City, Kumamoto Prefecture, 861-0561, Japan

Phone: 0968-36-2151

## (4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen